

平成28年度那珂市行政評価外部評価業務点検シート

部・課室名	保健福祉部保険課	課室長名	先崎 民夫	
職員数	18名（正職員 10名、再任用職員 0名、嘱託職員 0名、臨時職員 8名）			
課室担当事務事業の概要				
1	<p style="color: red; font-size: 24px;">ここは別資料で代えて説明します。</p>			治定
2				台定
3				台定
4				台定
5				台定
投				
事業費				
事業費				

評価対象業務名	業務概要				作業人数			
国民健康保険業務	国民健康保険法に基づき、資格管理（取得・喪失、保険証の発行及び交付）、国保税賦課（賦課処理、納税通知書等発行及び送付）				7人			
		平成26年度決算		平成27年度決算		平成28年度予算		
人件費	正 規 職 員	千円	14,600	4人	14,800	4人	14,800	4人
	正 規 外 職 員	千円	2,916	3人	2,961	3人	2,961	3人
	人 件 費 計	千円	17,516		17,761		17,761	

<業務実施の背景> 国民健康保険法が昭和33年12月に制定、昭和34年1月に施行されたことから、昭和34年3月に那珂市国民健康保険条例を制定し、昭和34年4月に事業開始となる。

<業務上の課題> 他の健康保険から国保へ加入する際に喪失日を確認して国保加入日を特定しなければならないが、退職時等に証明書を発行しない事業所が散見される。国として国民皆保険を堅守するために、「資格喪失証明書」の発行を事業所（各健康保険）の必須事項とし、スムーズな異動手続きができるようにすることが必要なのではないか。また、退職証明書の場合では被保険者本人のみの記載しかなく、家族等の被扶養者に関する記載がないことがほとんどであり、その点においても被扶養者も記載される資格喪失証明書の発行が必須となる必要がある。

また、国保から他の健康保険に加入した際、新たな被保険者証が発行され被保険者に届くまで1～3週間かかる事業所がほとんどだが、その期間に受診が必要になると、誤って手元にある国保の被保険者証を使用して受診するケースが多い。国保では、医療費適正化のために毎月、資格の期間を確認し、医療機関や被保険者との過誤調整を行っているが、この点についても新たな被保険者証が発行されるまでの期間、事業者による資格取得証明書の発行を必須とすれば、被保険者証の誤った使用を防ぐことができる。

<業務の目的> 国民健康保険は、被用者保険の加入対象とならない市民を対象として、病気、けが等に対する療養等の給付を行う社会保険制度である。

<業務見直しの有無> 有 ・ 無

①すぐにも見直し・効率化ができる部分：

②条例・規則等の改正や多方面との調整が必要だが、時間をかければ見直し・効率化できる部分：

③政治レベルの判断や法改正が必要で、課室の判断では見直し・効率化ができない部分：

<上記のほか、業務効率化のために取り組んでいること> 平成27年の国保法の改正により、運営のありかたが見直され、平成30年度から都道府県が市町村と共同で国民健康保険の運営を担うこととなった。都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことから、現在、県・市町村による連携会議等により、事務の効率化等を検討しています。

事務事業の概要（平成27年度）

一般会計

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
3	1	1	1 国民健康保険特別会計 繰出金	414,783	50,505	167,942				196,336	国民健康保険特別会計を円滑に運営するため、職員給与等を一般会計から繰出す。 繰出金：414,783千円
3	1	4	1 国民年金事務費	3,728					3,728	0	国民年金の趣旨を理解してもらい、所得保障である年金権を確保する。 共済費：435千円、賃金：3,051千円
3	1	5	1 後期高齢者医療事務費	28,974					7,196	21,778	事業を推進するための各種共通経費を計上し各事業を円滑に推進する。 委託料：6,783千円、負担金：17,186千円
3	1	5	2 後期高齢者医療費	466,214						466,214	後期高齢者医療の円滑な運営のための負担金。
3	1	5	3 後期高齢者医療特別会計 繰出金	117,683		88,262				29,421	後期高齢者医療特別会計を円滑に運営するための繰出金（保険料軽減分）
3	1	5	4 老人保健医療事業	0						0	老人保健特別会計の閉鎖により、支出が発生した場合一般会計で対応する。
3	1	7	1 高額療養費貸付事業	1,500					1,500	0	医療費の支払いが困難な人への貸付金。
3	1	9	1 出産費資金貸付金	0					0	0	出産に要する費用の支払いが困難な人への貸付金。
全頁の総計				1,032,882	50,505	256,204	0	0	12,424	713,749	

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
417,067	19,296	150,250				247,521
4,223					4,223	0
29,156					6,733	22,423
463,715						463,715
114,069		85,552				28,517
0						0
4,450					4,450	0
0					0	0
1,032,680	19,296	235,802	0	0	15,406	762,176

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
416,244	50,504	167,941				197,799
3,950					3,950	0
31,375					7,856	23,519
488,134						488,134
121,956		90,451				31,505
0						0
5,000					5,000	0
336					336	0
1,066,995	50,504	258,392	0	0	17,142	740,957

(様式2-1号)

事務事業の概要（平成27年度） 国民健康保険特別会計

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
1	1	1	1 一般管理費	47,668						47,668	国民健康保険事業を円滑に推進するための経費。 賃金：5,561千円、役員費：3,067千円、委託料： 5,747千円
1	1	2	1 連合会負担金	1,979						1,979	茨城県国民健康保険団体連合会に対する負担金。
1	2	1	1 賦課事務費	667						667	国民健康保険税の賦課事務に要する経費。 需用費：23千円、役員費：644千円
1	3	1	1 運営協議会費	202						202	国保運営協議会の円滑な運営に要する経費。 報酬：202千円
1	4	1	1 趣旨普及費	338						338	国民健康保険事業の普及・啓蒙を図るための経費。
2	1	1	1 一般被保険者療養給付費	3,331,638	949,173	201,225			904,750	1,276,490	一般被保険者が受診した医療行為に対して自己負担を超える部分の保険者負担金。
2	1	2	1 退職被保険者等療養給付費	244,860					226,511	18,349	退職被保険者の受診した医療行為に対して自己負担を超える部分の保険者負担金。
2	1	3	1 一般被保険者療養費	27,805	2,001	1,671			7,512	16,621	一般被保険者が、保険証を提出しないで保健医療機関等で診療を受けた場合、又は保健医療機関以外の病院や柔道整復師に診療を受けた場合、保険者が本人に給付する負担金
2	1	4	1 退職被保険者等療養費	1,412					1,317	99	退職被保険者が、保険証を提出しないで保健医療機関等で診療を受けた場合、又は保健医療機関以外の病院や柔道整復師に診療を受けた場合、保険者が本人に給付する負担金
2	1	5	1 審査支払手数料	11,215						11,215	診療報酬明細書（レセプト）の審査件数に応じて、国保連合会に支払う手数料。
2	2	1	1 一般被保険者高額療養費	398,442	113,563	24,075			182,026	78,778	一般被保険者が医療機関に支払った自己負担額が80,100円を超えた場合、又は前期高齢者が自己負担限度以上に支払った場合に支給する負担金。
2	2	2	1 退職被保険者等高額療養費	44,276					40,964	3,312	退職被保険者が医療機関に支払った自己負担額が80,100円を超えた場合、又は前期高齢者が自己負担限度以上に支払った場合に支給する負担金。
2	2	3	1 一般被保険者高額介護合算療養費	157						157	医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に合算し、合算限度額を超えた分を支給する負担金。
2	2	4	1 退職被保険者等高額介護合算療養費	0						0	医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に合算し、合算限度額を超えた分を支給する負担金。

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
48,826						48,826
1,991						1,991
8,772						8,772
168						168
273						273
3,217,178	883,011	192,386			875,371	1,266,410
259,640					259,640	0
29,710	8,154	1,776			8,083	11,697
2,163					2,163	0
11,728						11,728
346,469	95,093	20,718			158,199	72,459
34,880					34,880	0
44						44
0						0

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
50,899						50,899
1,946						1,946
965						965
418						418
476						476
3,354,824	948,768	208,267			1,208,855	988,934
217,374					198,434	18,940
29,130	8,237	1,808			7,977	11,108
1,336					1,219	117
12,725						12,725
385,939	109,144	23,958			183,758	69,079
38,315					34,983	3,332
200	56	12			54	78
50					45	5

※この様式には、事業ごとの単位で記載してください（節等までの記載は必要ありません。）。

事務事業の概要(平成27年度)

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳(千円)						事業内容(概要)	
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源		
2	3	1	1 一般被保険者移送費	0						0	重傷な一般被保険者が、入院や転院などの移送に費用がかかった場合に支給(保険者が必要と認めた場合に限り支給)する負担金。	
2	3	2	1 退職被保険者移送費	0						0	重傷な退職被保険者が、入院や転院などの移送に費用がかかった場合に支給(保険者が必要と認めた場合に限り支給)する負担金。	
2	4	1	1 出産育児一時金	20,026						20,026	被保険者の出産に係る費用について、保険者が一時金を支給する負担金。	
2	5	1	1 葬祭費	3,520						3,520	被保険者の死亡に対して、喪主に保険者が一時金を支給する負担金。	
3	1	1	1 後期高齢者支援金	842,354	240,073	50,895				228,837	322,549	後期高齢者医療制度運営に要する費用の一部をほかの医療保険が負担するための負担金。
3	1	1	2 後期高齢者関係事務費 拠出金	55							55	後期高齢者医療制度の事務に要する費用の拠出金。
4	1	1	1 前期高齢者納付金	538	141	30				134	233	後期高齢者に係る負担の不均衡を保険者間で調整して納付する負担金。
4	1	1	2 前期高齢者関係事務費 拠出金	56							56	前期高齢者関係の事務に要する費用の拠出金。
5	1	2	1 老人保健事務費拠出金	30							30	老人保健医療制度の事務に要する費用の拠出金。
6	1	1	1 介護納付金	338,176	96,395	20,436				91,883	129,462	全国一律の第2号被保険者数一人当たり負担額に第2号被保険者を乗じて算定された額を社会保険診療報酬支払基金に納付する負担金。
7	1	1	1 高額医療費共同事業医療費拠出金	115,204	28,801	28,801				49,186	8,416	国保連合会を実施主体として行われている市町村の共同事業で、高額な医療費による保険者の財政負担を緩和するための負担金。
7	1	1	2 高額医療費共同事業事務費拠出金	1							1	高額医療費共同事業の事務に要する費用の拠出金。
7	1	1	3 その他共同事業拠出金	2							2	退職者医療の高額医療費共同事業の事務に要する費用の拠出金。
7	1	4	1 保険財政共同安定化事業拠出金	1,299,322						1,286,917	12,405	市町村の拠出金をもとに、市町村国保間の保険税の標準化、保険財政の安定を図る負担金。
8	1	1	1 保健衛生普及費	2,254							2,254	保険者が被保険者の健康保持増進のために行う事業。 役務費:1,760千円、委託料:490千円
8	2	1	1 特定健康診査等事業費	36,852	7,488	7,641					21,723	高齢者の医療費の確保に関する法律に基づき保険者が被保険者の生活習慣病予防のために行う健診事業。 賃金:2,519千円、委託料:31,379千円
9	1	1	1 支払準備基金積立金	70						70	0	国民健康保険支払準備基金の利子相当分。
10	1	1	1 一般被保険者保険税還付金	7,037							7,037	一般被保険者の国保税還付金
全頁の総計				6,776,156	1,437,635	334,774	0	0	3,020,107	1,983,640		

H26決算額 (千円)	財源内訳(千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
0						0
0						0
23,578						23,578
3,200						3,200
842,540	231,248	50,382			229,248	331,662
58						58
612	167	36			166	243
58						58
30						30
372,285	102,179	22,262			101,296	146,548
106,316	26,579	26,579			42,618	10,540
1						1
2						2
432,798					432,798	0
2,306						2,306
37,771	7,758	7,758				22,255
84					84	0
3,886						3,886
5,787,367	1,354,189	321,897	0	0	2,144,546	1,966,735

H28予算額 (千円)	財源内訳(千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
100						100
50						50
25,200						25,200
3,600						3,600
874,362	252,929	55,521			244,919	320,993
77						77
1,071	302	66			293	410
62						62
30						30
355,808	100,624	22,088			97,437	135,659
123,410	30,852	30,852			52,046	9,660
1						1
2						2
1,365,210					1,365,210	0
2,616						2,616
44,554	7,684	7,684				29,186
70					70	0
3,200						3,200
6,894,020	1,458,596	350,256	0	0	3,395,300	1,689,868

(様式2-1号)

事務事業の概要 (平成27年度)

後期高齢者医療特別会計

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
1	1	1	1 広域連合納付金	524,827						524,827	保険者である後期高齢者医療広域連合に納付する被保険者からの保険料等負担金
2	1	1	1 保険料還付金	209						209	後期高齢者医療保険料の還付金。
2	1	2	1 還付加算金	0						0	後期高齢者医療保険料の還付加算金。
										0	
全頁の総計				525,036	0	0	0	0	0	525,036	

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
502,511						502,511
613						613
65						65
						0
503,189	0	0	0	0	0	503,189

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
533,053						533,053
500						500
20						20
						0
533,573	0	0	0	0	0	533,573

(様式1号)

職員等の配置状況

課等名	保険課
-----	-----

職員数(人)

区分	課長	副参事 (主任企画員)	課長補佐 (総括)	グループ長 (課長補佐)	保険・年金 グループ	グループ	合計
平成28年度	1	0	1	1	7		10
平成27年度	1	0	1	1	7		10
職員の増△減	0	0	0	0	0	0	0

※区分に記載されていない役職等は、必要に応じてそれぞれ表を修正して記入してください。

※平成26年度を基本に作成してください。

臨時職員等について(平成27年度)

グループ名	種別	雇用期間	勤務日数 (週)	人数	職務内容
保険・年金	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	4人	国保・後期高齢者医療事務
保険・年金	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	2人	国民年金事務
保険・年金	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	2人	レセプト点検事務
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
課 合 計			15日	8人	

※『種別』の欄には臨時職員・嘱託職員の別を記入してください。

※雇用期間、勤務日(週)数等については、現状に併せて表を修正して記入してください。

業務処理手順・業務フロー整理表

評価対象業務名		国民健康保険事務							
業務処理手順・処理業務概要									
NO	作業名	作業概要	件数	作業担当					業務フロー
				責	管	正	外	委	
1	国保資格取得の届出	被用者保険資格喪失証明書・退職証明書等により国保加入日を確認し、端末に入力、被保険者証及び国保税試算書を交付します。	2,168件			2	2		<p>標準的な待ち時間5~10分</p> <p>国保税試算書の交付</p> <p>7月以降の手続きでは、国保税試算書を発行し、今後の国保税の見込みについて説明します。4~6月は、その年度の国保税の算定を行っていないため、試算書は発行しません。7月にその年度の国保税として通知します。</p> <p>書類が手元にないため、確認書類が提出できないが、早急な被保険者証の発行が必要な場合</p> <p>電話により、前職場または前健康保険組合に対し、資格喪失日の確認をとります。場合によっては、回答を受けられなかったり、時間を要したりすることがあります。資格喪失の証明書は、後日、上記の機関から発行してもらったものを市へ提出していただきます。</p> <p>上記の手続きを進め、被用者保険の資格喪失日を確認し国保に加入するべき日付を確定させます。例えば、2年間手続きをせずにいた場合は、病院にかかっていなかったとしても資格を喪失した日に遡って加入することになります。なお、国保税についても遡った期間の税が後日賦課されます。「国民皆保険」の精神により、国保以外の健康保険へ加入している場合・生活保護を受給している場合等を除き、被保険者とされます(国民健康保険法第5条・第6条)。</p>
2	国保資格喪失の届出	新たに加入した健康保険の被保険者証等による国保脱退日の確認、端末に入力、被保険者証の回収、国保税試算書を交付する。	2,776件						<p>標準的な待ち時間5~10分</p> <p>国保税試算書の交付</p> <p>7月以降の手続きでは、国保税試算書を発行し、今後の国保税の見込みについて説明します。4~6月は、その年度の国保税の算定を行っていないため、試算書は発行しません。7月にその年度の国保税として通知します。</p>
<p>《その他特記事項》</p> <p>国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県と市町村による共同運営となりますが、資格の取得・喪失の手続きをはじめ、現在、市町村の窓口で行っている国保に関する各種手続きは、これまでどおり市町村の窓口での手続きとなります。</p>									

業務処理手順・業務フロー整理表

評価対象業務名		国民健康保険事務									
業務処理手順・処理業務概要				業務フロー							
NO	作業名	作業概要	件数	作業担当					業務フロー図		
				責	管	正	外	委			
3	住民基本台帳情報の異動に伴う変更	国保被保険者が市役所市民課で転居、世帯分離、転出の手続きをした場合は、市民課窓口の後に保険課にて国保の手続きがあります。	1,871世帯			2	2				
4	国保税の賦課	毎年度6月末に国保被保険者の資格・所得情報を基に国保税の算定を行い、国保税納税通知書を発行し、7月中旬に送付する。それ以降の月については、毎月末に処理し、更正決定通知書を発行し送付する。	8,461世帯			1	1				
5	国保短期被保険者証の交付	2月1日時点での国保税の納付状況に応じ、短期被保険者証切替予告通知を送付し、納付状況を確認し対象となる被保険者へは短期被保険者証を交付する。	1,020人 (530世帯)			1					

《その他特記事項》

国民健康保険税(料)は、税で徴収する形と料で徴収する形を市町村が選択することとされています。遡及して国保へ加入することもあることから、那珂市では負担の公平性の観点からより賦課時効の長い「税」による徴収としています。賦課方式は、那珂町と瓜連町の合併前までは、両町で3方式(平等割・均等割・所得割)に資産割を加えた4方式により賦課していましたが、低収入であっても調整区域など換価しにくい固定資産であっても所有していることで高い保険税を賦課される実態もあったことから、合併後は3方式をとっています。保険税の納期は、納付書・口座振替の場合は7月から2月までの8回で、仮徴収は行わずに確定した市民税を基に計算し、毎年7月に通知しています。年金天引の場合は、4・6・8・10・12・2月の6回で、4・6・8月が仮徴収で10・12・2月が本徴収となり、同じく毎年7月に通知し、その際翌年度の仮徴収額も記載しています。

那珂市国民健康保険の被保険者等の状況

年度	那珂市				国保被保険者数等				届出受理件数		短期被保険者証の 交付件数	
	世帯数	伸び率	人口	伸び率	世帯数	伸び率	被保険 者数 (人)	伸び率	被保険者増 (転入・社保 離脱)件数	被保険者減 (転出・社保 加入)件数	世帯数	枚数
27	22,191	101.4%	55,547	99.8%	8,490	98.0%	14,627	96.0%	2,168	2,776	530	1,020
26	21,889	100.8%	55,647	99.6%	8,664	99.5%	15,235	97.8%	2,304	2,652	532	1,046
25	21,719	101.0%	55,887	99.8%	8,711	100.4%	15,583	99.2%	2,331	2,454	607	1,252
24	21,500	101.7%	55,986	100.3%	8,677	100.5%	15,706	99.9%	2,455	2,476	562	1,158
23	21,142	101.0%	55,835	99.8%	8,632	101.6%	15,727	100.8%	2,453	2,324	577	1,210

平成28年度那珂市行政評価外部評価業務点検シート									
部・課室名		総務部税務課			課室長名		大内 幸志		
職員数		21名（正職員 17名、再任用職員 名、嘱託職員 名、臨時職員 4名）							
課室担当事務事業の概要									
1	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 20px; background-color: #fce4d6;"> <p style="color: red; font-size: 24px; margin: 0;">ここは別資料で代えて説明します。</p> </div>								治定
2									台定
3									台定
4									台定
5									台定
投	事業費								
評価対象業務名		業務概要					作業人数		
固定資産税賦課業務		地方税法、那珂市税条例に基づき、適正かつ公正に資産の価格を評価・決定し、納付すべき税額を確定させ、納税通知書を納税者に交付する。					正規職員 6人 正規外職員 3人		
		単位	平成26年度決算		平成27年度決算		平成28年度予算		
人件費	正 規 職 員	千円	28,040	6人	25,250	6人	25,200	6人	
	正 規 外 職 員	千円	1,562	2人	3,091	3人	3,091	3人	
	人 件 費 計	千円	29,602		28,341		28,291		
<業務実施の背景> 地方税法第343条第1項の規定により、固定資産税を固定資産の所有者に課税するため。									
<業務の目的> 固定資産税の適正な課税をすること。									
<業務見直しの有無> 有 ・ 無 ①すぐにも見直し・効率化ができる部分：職員のスキルアップ 知識習得をすることで、判断スピードを向上させる。									
②条例・規則等の改正や多方面との調整が必要だが、時間をかければ見直し・効率化できる部分：家屋評価 新築を比準評価すること。 → 評価事務が簡素化する。 → 「時間」の効率化 （比準システムの構築 ←費用対効果の懸念 ←近隣と不均衡の懸念 ←市内サンプル数の懸念）									
③政治レベルの判断や法改正が必要で、課室の判断では見直し・効率化ができない部分：家屋評価 平米単価方式を導入する。 → 広域的共同化で均衡化 → 「賦課」の効率化 （1平米単価×補正率×補正率）									
<上記のほか、業務効率化のために取り組んでいること> 評価要領を改良すること。 → 迷う部分が減少する。 → 「判断」の効率化 航空写真の撮影間隔を短く。 → 現地調査が減少する。 → 「確認」の効率化									

事務事業の概要 (平成27年度)

課等名	税務課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
2	1	14	7 市税等過誤納還付金	27,303		27,303				0	市税の還付金及び返還金
2	2	1	2 税務総務事務費	1,896					13	1,883	課税事務に必要な経費 ○旅費114千円 ○需用費(消耗品費:図書、法規追録)386千円 ○負担金(各協議会等負担金)1,488千円
2	2	2	1 賦課事務費	14,150		14,150				0	臨時職員賃金、消耗品、印刷代、郵送料、電算処理委託料等課税に伴う事務費 ○賃金4,637千円、○需用費1,074千円、○役務費(通信運搬費:郵送料)6,700千円、○委託料(電算処理)1,396千円 ○使用料及び賃借料44千円、○備品購入費1021千円
2	2	2	3 固定資産税課税台帳整備事業	32,605						32,605	航空写真を基に土地・家屋の異動処理及び面地条件の見直しを行い、評価替えに向けた資料の整備を行う。 また、土地下落に対応する価格を算出するため、不動産鑑定を実施する。 ○委託料25,326千円
2	2	2	15 地方税電子申告事務補助事業								
全頁の総計				75,954	0	41,453	0	0	13	34,488	

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
31,368		13,733				17,635
1,880					0	1,880
33,980		33,979				1
22,948						22,948
1,260		1,260				
91,436	0	48,972	0	0	0	42,464

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
14,000		14,000				0
2,495					2,495	0
14,544		14,544				0
27,048						27,048
58,087	0	28,544	0	0	2,495	27,048

(様式1号)

職員等の配置状況

課等名	税務課
-----	-----

職員数(人)

区分	課長	副参事 (主任企画員)	課長補佐 (総括)	グループ長 (課長補佐)	市民税 グループ	資産税 グループ	合計
平成28年度	1		1	2	7	6	17
平成27年度	1		1	2	7	6	17
職員の増△減	0	0	0	0	0	0	0

※区分に記載されていない役職等は、必要に応じてそれぞれ表を修正して記入してください。

※平成26年度を基本に作成してください。

臨時職員等について(平成27年度)

グループ名	種別	雇用期間	勤務日数 (週)	人数	職務内容
市民税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成28年6月30日まで	4日	3人	課税資料整理
市民税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	月14日	1人	課税事務、窓口事務補助
資産税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	月14日	2人	登記済通知書加除修正
資産税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	1人	登記済通知書加除修正
市民税グループ	臨時職員	平成29年1月5日から平成29年3月31日まで	4日	3人	課税資料整理
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
課 合 計			13日	10人	

※『種別』の欄には臨時職員・嘱託職員の別を記入してください。

※雇用期間、勤務日(週)数等については、現状に併せて表を修正して記入してください。

業務名	固定資産税賦課業務	業務フロー図																			
作業名	賦課通知	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <small>法359</small> 賦課期日 (1月1日現在) </div> <div style="text-align: center;">課税客体の把握 資産の評価</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <small>法410</small> 価格等の決定 (3月31日) 市長が決定する。 </div> <div style="text-align: center;">課税標準額の算定 税額の確定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <small>法364⑨</small> 納税通知書発付 (4月20日まで) </div> </div>																			
作業概要	固定資産税を課税するために、資産の把握・評価を行い税金を算定し、納税通知書を作成します。																				
基準など	固定資産税の税額は、地方税法と固定資産評価基準に基づいて算出するものです。																				
作業体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>責</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>管</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>正</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td>外</td><td></td></tr> <tr><td>委</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> </table>	責	1	管	1	正	6	外		委	2										
責	1																				
管	1																				
正	6																				
外																					
委	2																				
件数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納税通知書</td><td style="text-align: right;">32,506 通</td></tr> <tr><td>固定資産税</td><td style="text-align: right;">30 億円</td></tr> </table>	納税通知書	32,506 通	固定資産税	30 億円																
納税通知書	32,506 通																				
固定資産税	30 億円																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td><u>土地</u></td><td style="text-align: right;">163,364 筆</td></tr> <tr><td>(非課税</td><td style="text-align: right;">52,175 筆</td></tr> <tr><td>課税対象</td><td style="text-align: right;">111,189 筆</td></tr> <tr><td>(課税</td><td style="text-align: right;">103,465 筆</td></tr> <tr><td>免点未満</td><td style="text-align: right;">7,724 筆</td></tr> <tr><td> </td><td></td></tr> <tr><td><u>家屋</u></td><td style="text-align: right;">32,547 棟</td></tr> <tr><td>(課税</td><td style="text-align: right;">30,917 棟</td></tr> <tr><td>免点未満</td><td style="text-align: right;">1,630 棟</td></tr> </table>	<u>土地</u>	163,364 筆	(非課税	52,175 筆	課税対象	111,189 筆	(課税	103,465 筆	免点未満	7,724 筆	 		<u>家屋</u>	32,547 棟	(課税	30,917 棟	免点未満	1,630 棟	<p style="text-align: center;"> <small>法408</small> 実地調査 → <small>法409</small> 資産の評価 → 評価調書 → <small>法410</small> 価格の決定 → <small>法411①</small> 課税台帳へ登録 → <small>法411②</small> 公示 → <small>法364⑨</small> 納税通知書の発付 </p> <p style="text-align: center;"> <small>法408</small> 実地調査 (評価ソフト) → <small>法409</small> 資産の評価 (評価業務委託 税務課職員) → <small>法410</small> 価格の決定 (市長 税務課職員) → <small>法411①</small> 課税台帳へ登録 (税情報システム(業務委託) 税務課職員) → <small>法411②</small> 公示 → <small>法364⑨</small> 納税通知書の発付 </p>	
<u>土地</u>	163,364 筆																				
(非課税	52,175 筆																				
課税対象	111,189 筆																				
(課税	103,465 筆																				
免点未満	7,724 筆																				
<u>家屋</u>	32,547 棟																				
(課税	30,917 棟																				
免点未満	1,630 棟																				
	<p>税額の計算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"> (固定資産評価基準による評価手法) ・土地 正常売買価格に基づいて評定 ・家屋 再建築価格 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 20%;"> 固定資産評価基準による価格 (適正な時価)を決定 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%;"> <small>法349</small> 課税標準額 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 10%;"> <small>法350⇔条例</small> 税率 1.4% </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 10%;">税額</td> </tr> </table>	(固定資産評価基準による評価手法) ・土地 正常売買価格に基づいて評定 ・家屋 再建築価格	→	固定資産評価基準による価格 (適正な時価)を決定	→	<small>法349</small> 課税標準額	×	<small>法350⇔条例</small> 税率 1.4%	=	税額											
(固定資産評価基準による評価手法) ・土地 正常売買価格に基づいて評定 ・家屋 再建築価格	→	固定資産評価基準による価格 (適正な時価)を決定	→	<small>法349</small> 課税標準額	×	<small>法350⇔条例</small> 税率 1.4%	=	税額													

固定資産税の3つの特徴

- ① 納税者からの申告納税ではなく、市役所が納めるべき金額を算出し、納税者の通知する方式であること。(償却資産は除く)
- ② 毎年1月1日現在に土地、家屋などの固定資産を所有している人が納める税金であること。
- ③ 3年に一度「評価替え」が行われること。

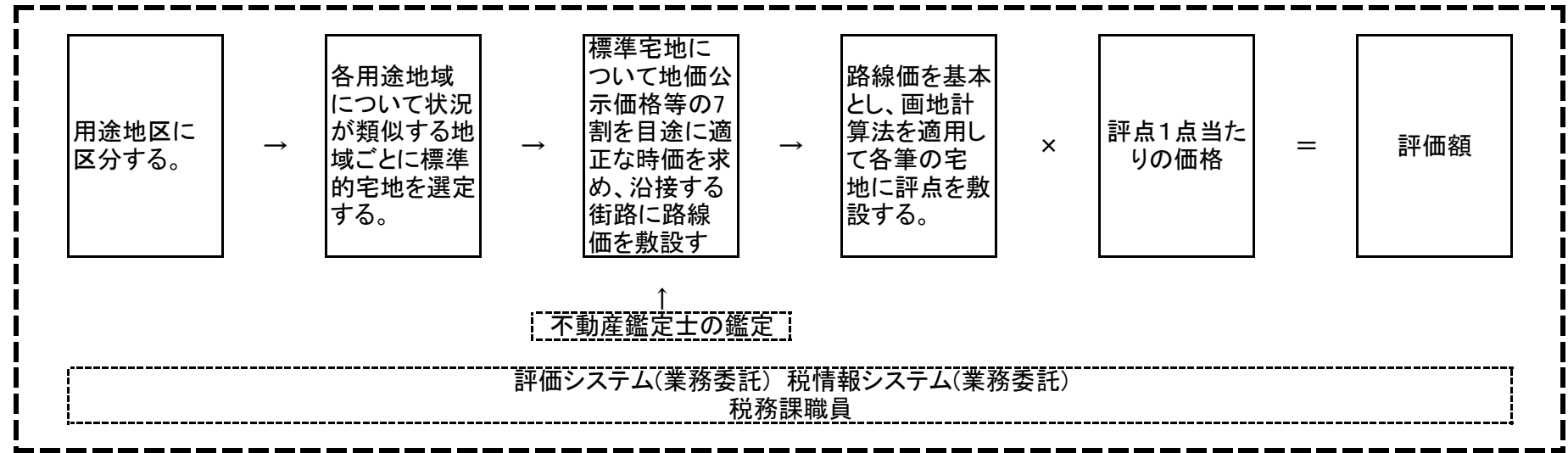
【原則】固定資産税の課税標準額は、3年に一度の評価替えにより決定し、その後2年間は据え置きとなる。

【例外】①新たに課税客体となる土地・家屋②地目変換、家屋の改築・損壊その他これらに類する特別の事情
(特別な事情) 地価に下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います

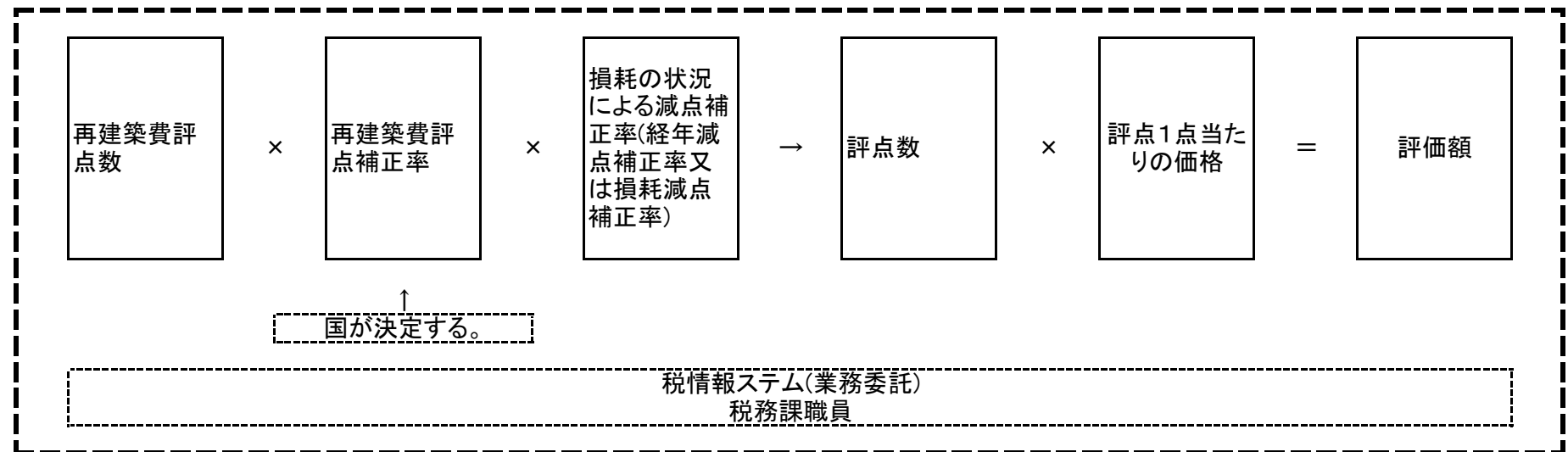
業務名	固定資産税賦課業務																					
作業名	評価替え																					
作業概要	(固定資産税の評価額は、3年間同じ額となる。) 次回評価替えに向けて、3年間をかけて準備します。既存の資産の評価額を算定します。																					
基準など	固定資産税の税額は、地方税法と固定資産評価基準に基づいて算出するものです。																					
作業体制	<table border="1"> <tr><td>責</td><td>1</td></tr> <tr><td>管</td><td>1</td></tr> <tr><td>正</td><td>6</td></tr> <tr><td>外</td><td></td></tr> <tr><td>委</td><td>3</td></tr> </table>		責	1	管	1	正	6	外		委	3										
責	1																					
管	1																					
正	6																					
外																						
委	3																					
件数	評価額の算定 194,282 件																					
	<table border="1"> <tr><td>全筆確認</td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td>163,364 筆</td></tr> <tr><td>(非課税</td><td>52,175 筆</td></tr> <tr><td>課税対象</td><td>111,189 筆</td></tr> <tr><td>(課税</td><td>103,465 筆</td></tr> <tr><td>免点未満</td><td>7,724 筆</td></tr> <tr><td>既存家屋</td><td></td></tr> <tr><td>家屋</td><td>32,547 棟</td></tr> <tr><td>(課税</td><td>30,917 棟</td></tr> <tr><td>免点未満</td><td>1,630 棟</td></tr> </table>		全筆確認		土地	163,364 筆	(非課税	52,175 筆	課税対象	111,189 筆	(課税	103,465 筆	免点未満	7,724 筆	既存家屋		家屋	32,547 棟	(課税	30,917 棟	免点未満	1,630 棟
全筆確認																						
土地	163,364 筆																					
(非課税	52,175 筆																					
課税対象	111,189 筆																					
(課税	103,465 筆																					
免点未満	7,724 筆																					
既存家屋																						
家屋	32,547 棟																					
(課税	30,917 棟																					
免点未満	1,630 棟																					
3年間で1サイクル 評価替え経験者が少ない。	平均経験値は、3年弱で一人前になるころに人事異動となる。																					

業務フロー図

土地の評価方法 (固定資産評価基準第1章)
土地の評価は、売買実例価格を基準として評価する方法による。



家屋の評価方法 (固定資産評価基準第2章)
家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方法によつている。



業務名	固定資産税賦課業務		業務フロー図	
作業名	異動処理		土地の評価方法 (固定資産評価基準第1章)	
作業概要	①新たに課税客体となる土地・家屋 ②所有権移転、地目変換、家屋の改築・損壊などの異動処理をします。			
基準など	固定資産税の税額は、地方税法と固定資産評価基準に基づいて算出するものです。			
作業体制	責	1		
	管	1		
	正	6		
	外	2		
	委	3		
件数	現年分の異動処理	17,500 件		
	<u>土地</u> 15,000 件 登記済通知 6,310 件 画地条件調査 1,000 件 路線価の追加 100 件 個別補正調査 300 件 評価分割現地確認 300 件 非課税等(セットバック) 25 件 住宅用地認定調査 1,000 件 減免申請現地確認 150 件 国土調査異動分 5,338 件 更生案件現地確認 318 件 <u>家屋</u> 2,500 件 新築・増築 450 件 減失 400 件 現況調査依頼 150 件 家屋図修正 1,000 件 未登記所有者変更 250 件 相続人代表届 250 件		新築家屋の評価方法 (固定資産評価基準第2章) 家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方法による。	

人事異動による知識の流出

他法令の知識習得

専門性の高い知識

新常識

説明責任

平均経験値は、3年弱で一人前になるころに人事異動となる。

地方税法や評価基準はもとより、登記法、農地法、森林法、道路法、都市計画法、建築基準法、下水道法

相続に関する知識、建築の知識、戸籍等の知識

税政改正はもとより、他法令の改正、新たな法律の制定、新たな部材の知識、新しいシステムのパソコン操作

他法令にまたがる複合的な説明責任を求められる。

市税等調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円, %)

税 目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
1 市民税	3,011,317	94.7	2,815,966	93.5	2,747,101	97.6	2,880,446	104.9	2,899,882	100.7	2,924,591	100.9
(1)個人市民税	2,699,114	98.7	2,487,744	92.2	2,420,694	97.3	2,506,888	103.6	2,549,870	101.7	2,539,847	99.6
(2)法人市民税	312,203	69.7	328,222	105.1	326,407	99.4	373,558	114.4	350,012	93.7	384,744	109.9
2 固定資産税	3,300,496	96.5	3,316,832	100.5	3,291,449	99.2	2,980,288	90.5	3,025,949	101.5	3,056,201	101.0
(1)固定資産税	3,292,155	96.5	3,309,618	100.5	3,284,239	99.2	2,973,254	90.5	3,019,097	101.5	3,049,039	101.0
(2)交付金	8,341	99.8	7,214	86.5	7,210	99.9	7,034	97.6	6,852	97.4	7,162	104.5
3 軽自動車税	112,184	103.9	115,024	102.5	117,272	102.0	120,668	102.9	124,608	103.3	128,504	103.1
4 市たばこ税	324,581	95.4	340,651	105.0	400,821	117.7	396,117	98.8	429,946	108.5	406,796	94.6
5 特別土地保有税												
6 都市計画税	335,037	97.1	340,206	101.5	341,340	100.3	306,783	89.9	311,094	101.4	314,720	101.2
7 国民健康保険税	1,491,422	99.2	1,417,205	95.0	1,400,766	98.8	1,421,318	101.5	1,449,633	102.0	1,388,087	95.8
(1)一般被保険者	1,350,853	99.7	1,279,291	94.7	1,256,455	98.2	1,285,719	102.3	1,324,436	103.0	1,280,096	96.7
(2)退職被保険者等	140,569	94.1	137,914	98.1	144,311	104.6	135,599	94.0	125,197	92.3	107,991	86.3
8 後期高齢者保険料(普徴)	127,163	123.7	118,659	93.3	119,243	100.5	135,978	114.0	138,314	101.7	139,813	101.1
9 介護保険料(普徴)	63,896	103.2	57,079	89.3	57,897	101.4	97,232	167.9	96,736	99.5	99,941	103.3
合 計	8,766,096	96.7	8,521,622	97.2	8,475,889	99.5	8,338,830	98.4	8,476,162	101.6	8,458,653	99.8